

## 賃金構造基本統計調査の調査計画の変更について

**第 1 変更のポイント**

- 1 外国人労働者の賃金等を把握するため、外国人に係る調査項目を追加する。
- 2 調査の効率化のため、調査票の配布・回収を調査員から郵送に変更する。
- 3 個人情報保護に係る対応のため、氏名等に係る調査項目を削除する。
- 4 改元に伴う対応を行う。

**第 2 変更内容****1 外国人労働者の賃金等を把握するための外国人に係る調査項目の追加関係****(1) 背景**

平成 30 年 12 月 8 日に改正入管法が成立し、これを受け策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成 31 年度中の実施を目指す」とされた。これについて厚生労働省では、外国人労働者の賃金等を把握するため、賃金構造基本統計調査の改正を行うこととするもの。

**(2) 改正の内容****①調査項目の追加**

調査項目に「在留資格番号」を追加し、記入対象労働者が外国人の場合に、入管法に定める在留資格に対応する番号（別紙 1 の「調査区分」欄の区分による。）を記入させる。

なお、記入対象となる在留資格は「外国人雇用状況」の届出状況と同様の範囲※とする。

※日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

**②集計事項**

賃金構造基本統計調査の基本的な集計表（別紙 2 参照）について、別紙 1 の「集計区分」欄に掲げる在留資格区分別に集計する。

集計時は、統計精度の担保のため一定数のサンプル数を確保するという観点から、6 つの在留資格区分ごとに表章する。

産業別、企業規模別等のクロス集計は行わない。

**2 調査方法の変更関係****(1) 背景**

平成 30 年 6 月に、民間委託での郵送調査により実施した賃金構造基本統計調査試験調査（以下「試験調査という。」）の回収率は、62.8%、有効回答率は 60.5%であった。

一方、賃金構造基本統計調査（以下「本体調査」という。）の有効回答率は70%台となっている。（平成29年調査では、調査対象計で72.6%）

試験調査では小規模事業所を重点的に調査したことから、調査客体の産業・事業所規模別構成が本体調査と大きく異なっており、本体調査の有効回答率を試験調査の産業・事業所規模別構成にあわせて推計すると、67.1%となる。

本体調査との相違点として、試験調査が回答義務のない一般統計であったこと、実施者が民間事業者であったことを勘案すると、郵送調査を実施した場合でも、これまで同様の回収率及び有効回答率は維持できるものと考えられる。

## （2）改正の内容

これまで調査票の配布・回収を統計調査員が行っていたところ、調査の効率化を図るため、郵送による方法に変更する。

なお、調査系統は、これまで同様に都道府県労働局、労働基準監督署を經由するものとする。

## 3 個人情報保護への対応関係

### （1）背景

近年個人情報保護に対する意識が高まっており、行政における個人情報の取り扱い状況が注視される中、重大な個人情報保護漏えいのリスクへの対応が求められている。

### （2）改正の内容

調査事項から「労働者の番号又は氏名」を削除する。

なお、個人票の備考欄に事業所で記入対象労働者を識別する番号等を記入させることで、実査上の支障が出ないようにする。

## 4 改元対応関係

### （1）背景

本年5月の改元にあわせて、所要の措置を行うとともに、今後の事務の効率化を図る。

### （2）改正の内容

事業所票及び個人票の調査年の記載部分を、元号表記から西暦表記に変更する。

## 第3 スケジュール

統計委員会の諮問・答申を経て、平成31年（2019年）調査より変更（6月分の賃金等を調査）。

諮問は1月下旬、答申は3月下旬を予定。